

令和 7 年国勢調査広報委託業務仕様書

令和 7 年国勢調査広報委託業務の仕様は次のとおりとします。

1 目 的

国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）において、我が国の人口・世帯の状況を明らかにする、基本的かつ重要な統計として位置づけられており、その結果は衆議院の小選挙区の画定や地方交付税の算定基準などの法定人口としての利用をはじめ、各種行政施策の基礎資料として用いられるほか、国民の共有財産として、研究・教育活動、経済活動など広範に利用されている極めて重要な調査である。

本調査を正確かつ円滑に実施するためには、調査の実施の認知はもとより、調査の必要性や調査内容などを広く周知し、調査に対する理解を得ることが必要であることから、メディア等を活用して県民の属性に応じた広報を実施し、調査実施環境の整備を図るとともに、世帯からの確実な回答の提出に繋げるものでなければならない。

また、調査実施の認知等と合わせて県民のオンライン調査への意識、理解を深めることで、インターネット回答へ誘導し、世帯の負担軽減、調査の効率化を図っていく必要がある。

本業務は、効率的かつ効果的な広報を実施することにより、上記の課題解決に資することを目的とする。

2 契約期間

契約日から令和 7 年 11 月 20 日まで

3 契約限度額

10,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 広報の重点テーマ、訴求対象、訴求内容

（１）重点テーマ

（ア）国勢調査の意義や役割、重要性等の理解を促進すること。

（イ）訴求対象の特徴に合わせた回答促進

（ウ）インターネット回答の推進（インターネット回答率 50%を目標）

（２）訴求対象

全県民を対象とするが、特に下記（ア）～（ウ）を「重点訴求対象」とし、訴求対象に合わせた広報を行うこと。なお、（ア）～（ウ）以外の訴求対象への広報提案も可とする。

（ア）大学生や一人暮らしの若年層、共働き世代等の昼間不在世帯

（イ）マンション居住世帯

(ウ) 外国人就労者を含む外国人住民世帯

(3) 訴求内容

以下の(ア)～(ネ)に示す訴求内容から、目的を達成するために効果的なものを選択して、広報を行うこと。

(ア) 10月1日を調査期日として調査を実施すること。

(イ) 5年に一度の調査であること。

(ウ) 統計法に基づく基幹統計調査として実施すること。

(エ) 国の最も重要な統計調査であること。

(オ) 日本にふだん住んでいる人全て(外国人を含む)が調査対象になること。

(カ) 総務省統計局が都道府県、市区町村、国勢調査員を通じて行うこと。

(キ) 国勢調査員は調査員証を所持していること。

(ク) 調査の内容は簡単で基本的なことであり、回答は短時間で完了すること。

(ケ) 調査の結果は生活環境の改善や防災計画の立案など、暮らしに役立てられていること。

(コ) 回答方法は調査員回収、インターネット、郵送であること。

(サ) インターネット回答が簡単・便利・安心でおすすめであること。

(シ) インターネット回答はパソコンだけでなく、タブレット、スマートフォンでもできること。

(ス) インターネット回答は2次元コード読み取りにより簡単にログインできること。

(セ) 9月20日頃から調査に回答するための調査書類(調査票及びインターネット回答用のID・パスワード)が調査員を通じて全世帯に配布されること。

(ソ) 調査対象者に回答していただく義務があること。(統計法第13条)

(タ) 調査に従事するすべての者に対して、調査で知り得た秘密を保護する義務があり、安心して回答いただくための仕組みがあること。

(チ) 統計法に基づく協力依頼(マンション管理会社・管理組合等への空き室確認や郵便受けがオートロックの奥にあるマンションのオートロック解除など)は個人情報保護法の例外となること。(個人情報保護法第27条第1項及び統計法第30条第1項)

(ツ) 精度の高いデータが得られなければ、国民生活に支障を来すこと。

(テ) 回答期限は9月20日から10月8日までであること。

(ト) 未回答世帯には調査員が調査票の回収に訪問すること。

(ナ) 調査票が手元に届いていない場合は問い合わせること。

(ニ) 回答延長期間は10月9日から10月27日までであること。

(ヌ) 総務省統計局がコンタクトセンター(コールセンター、チャットボット)を設置していること。

(ネ) その他調査実施の円滑化や重点テーマの推進に資する訴求内容

5 実施期間

- (1) 調査書類配布期間 9月20日(土)～9月30日(火)
国勢調査員が受け持ち調査区内のすべての住宅と建物を訪問、すべての世帯を把握し、調査の趣旨、回答方法を説明したうえで調査書類を配布する期間。
- (2) インターネット回答の当初回答期間 9月20日(土)～10月8日(水)
インターネット回答を希望する世帯が回答を行う期間。
- (3) 調査票(紙)の当初回収期間 10月1日(水)～10月8日(水)
国勢調査員がすべての世帯へ回答のリマインド(回答を促す資料をポストイン)を行うとともに調査書類配布時に調査員回収を希望した世帯の調査票を回収する期間。
- (4) 調査員回収期間(未回答の世帯への督促) 10月17日(金)～10月27日(月)
国勢調査員が調査員回収を希望しない世帯、かつ、インターネット回答又は郵送回答を行っていない世帯を再度訪問し、回答の督促を行う期間。

6 業務の実施内容

- (1) 業務実施計画書の策定、実施体制の整備及び進捗管理、業務実施最終報告書のとりまとめ等
 - (ア) 広報に関する企画を行い、業務実施計画書を策定すること。
なお、行うべき広報については下記「(2) 実施する広報」のとおりとすること。
 - (イ) 業務実施計画書には以下の項目を記載すること。
 - ・企画した広報の目的、効果
 - ・人員の配置計画と運営体制
 - ・広報の実施時期
 - ・納入期限等から逆算した業務スケジュール
 - (ウ) 業務の実施に当たっては、企画、制作、掲示等の各段階において、デザイン、語句等の内容について香川県と協議するとともに、広告等の制作時には、1回以上の校正を行うこと。
 - (エ) 契約期間中を通じて、各広報施策の効果を確認し、実施状況を踏まえた広報施策の改善を図ること。
 - (オ) 業務履行中に「業務実施計画書」に変更が生じた場合は、軽微なものを除き、変更の都度、変更後の「業務実施計画書」のほか、計画変更の理由及び変更内容を記載した書面を提出し、県の承認を得ること。
 - (カ) 委託業務の実施期間終了後、SNSのアカウント閉鎖等必要な後処理を行うこと。
 - (キ) 広報の効果を把握するため、効果測定を行うこと。具体的な実施方法については企画書において提案すること。
 - (ク) 本業務による広報の実施結果、上記(キ)の効果測定結果をとりまとめた「業務実施最終報告書」を作成すること。

(2) 実施する広報

以下の(ア)～(カ)に掲げる媒体等で、各項目にそれぞれ記載する要件を満たす広報を行

うこと。各項目に記載の媒体等について、掲示先、期間等を拡大して提案することは差し支えない。

また、広報内容に関しては上記4及び5に留意して企画すること。

なお、キャラクターの利用も可（統計局のイメージキャラクター「センサスくん」「みらいちゃん」のほか、国勢調査のイメージを損なわない限りにおいて、他のキャラクターの利用も可）であるが、利用に当たっては権利関係に問題が生じないようにすること。

（ア）新聞広告の実施

- ① 購買層や店頭での陳列状況等の特徴を捉え、最適な事業者、内容等を提案すること。
広告の内容については、県が提供する広告用版下（国の広報総合企画で作製された広告用版下のうちいずれかのデザインを使用する。）若しくは、各期間の訴求内容に応じて各者が提案したものを使用すること。また、メインターゲット層である中高年層や高齢者層に対してインターネット回答を強く誘導する内容とすること。
- ② 各期間（（i）9月1日～9月20日、（ii）9月20日、（iii）9月21日～10月8日、（iv）10月9日～10月27日）にそれぞれ1回以上（計4回以上）、半5段以上の新聞広告を掲載すること。
- ③ 上記②の期間（ii）については、県が提供する広告用版下を用いて、全5段カラー広告を掲載すること。

（イ）交通広告の実施

- ① 掲載方法によって極端な地域差が出ないように配慮しつつ、訴求性の観点から最適な事業者、回数、内容等を提案すること。
- ② 10月1日を必ず含む9月1日～10月8日の期間中に2週間以上、交通広告を実施すること。
- ③ ポスターを掲出する場合は、県が提供する実施周知用ポスター（国が印刷して県に提供）若しくは、各者が提案・印刷したものを使用すること。

なお、県が提供可能な実施周知用ポスターのサイズ及び枚数は以下のとおり。

サイズ	枚数
A2 縦	200 枚
B1 縦（二次元コードあり）	55 枚
B1 縦（二次元コードなし）	35 枚
B3 横（二次元コードあり）	200 枚
B3 横（二次元コードなし）	100 枚

（ウ）インターネット広告

- ① 香川エリアからアクセスしているユーザー又は香川県内に居住しているユーザーに限定して表示すること。
- ② 広報の内容については、各者の提案によるものとする。ただし、メインターゲット層である若年層の回答を強く誘導し、回答率向上に繋がるような内容とすること。
- ③ 9月20日～10月8日を必ず含む9月1日～10月27日の期間中に5週間以上実施するこ

と。

- ④ バナー及び動画を使用する場合は、総務省統計局が作成するデータ若しくは、各者が提案したものを使用すること。
- ⑤ 広報媒体については、「スマートフォンからの閲覧に訴求効果の高いインターネット公告」及び「若年層に訴求効果の高いインターネット広告」を中心に選定すること。

(エ) イベント、街頭啓発又は商業施設広告等による広告

- ① 9月1日～10月8日の期間中に、イベント、街頭啓発又は商業施設広告等による広告を1回以上行うこと。
- ② 実施期間や内容については、各者の提案によるものとする。なお、同内容のイベント等を実施エリア、施設変更のうえで実施することや、ターゲット層を変更して異なる内容のイベント等を実施することも可とする。
- ③ 必要に応じ、配布用広報物・啓発資材の作成を行うこと。

(オ) ポスター、リーフレットの配布

県が指定する時期（7月上旬以降）に、県が指定するポスター及びリーフレットを各社において仕分けし、県が指定する施設等（500箇所程度を予定）に対して、配布すること。

(カ) その他効果的な広報

上記（ア）～（オ）以外に、4（1）重点テーマ（イ）、（ウ）、（2）訴求対象（ア）、（イ）について、効果的な広報について各者提案すること。

以下に例を示すが、あくまで参考例であり、提案への盛り込みは必須ではない。

（例）

- ・知事や市町長、タレントなど、影響力のある人物がインターネット回答のデモンストレーションや回答促進PRを行う動画を企画・撮影し、県公式SNSやYouTube等において公開
- ・知事や市町長など地域の中心人物が一丸となって県民全体に国勢調査の実施をPRするポスター等の作成
- ・国勢調査への回答、インターネット回答を促進する趣旨のアニメーション動画を作成し、県公式SNSやYouTube等において公開

7 留意事項

- （1）直近の回答傾向の参考資料は、**資料1**『令和7年国勢調査第3次試験調査の実施状況等結果の概要』のとおり。
- （2）国・県が独自に行う広報活動については**資料2**『令和7年国勢調査広報における国・県が独自で行う広報活動一覧』のとおり。本業務委託において提案する広報と**資料2**に示す広報活動の時期や媒体が重複する場合においても、重複して実施することが有効と考える場合は重複しても支障ない。
- （3）令和7年国勢調査の調査事項は**資料3**のとおり。
- （4）広報委託業務の中で配布用広報物の作成を行う場合は、必ず配布業務までを含めること。

- (5) 国勢調査に関する詳しい情報は、国勢調査 2025 キャンペーンサイトで確認すること。
(<https://www.kokusei2025.go.jp/>)
- (6) インターネット回答者への特典付与、懸賞クイズなど特定の者が利益を得るような形式の広報としないこと。
- (7) 知事や市町長の出演等を主軸とする広報など、提案時点でスケジュール調整が困難な出演者を主軸とする広報を企画する場合は、代役を提示するなど実現性を伴ったものとなるよう注意すること。
- (8) 本業務で使用する画像・映像等の著作権及び肖像権など権利関係の処理及び調整は、本業務の受注者が行うこと。ただし、「8 総務省統計局から提供される素材」に係る権利関係の処理及び調整が必要となる場合は、県を経由して行うことに留意すること。

8 総務省統計局から提供される素材

総務省統計局から提供される以下の素材は、本業務において活用することができる。

- (1) 令和 7 年国勢調査 提供素材一覧（[資料 4－1](#)参照）※素材の画像イメージをまとめたもの
提供素材を転用する場合は『令和 7 年国勢調査 広報制作物の転用ガイドライン』（[資料 4－2](#)）に従うこととし、素材の転用・変更に係る確認が必要な場合は県に問い合わせること。

(2) 統計局イメージキャラクター及び統計局イメージデザイン

本素材を使用する場合は『統計局イメージキャラクターの使用基準及び外部使用に関する規程』（[資料 5－1](#)）、『統計局イメージデザインの外部使用に関する規程』（[資料 5－2](#)）及び『統計局イメージデザインの使用基準』（[資料 5－3](#)）に従うこととし、使用に係る確認が必要な場合は県に問い合わせること。

また、「センサスくん」「みらいちゃん」の着ぐるみについては、統計局の貸与スケジュールの都合により使用できないことがあるので留意すること。

(3) インターネット回答啓発に関して利用可能なツール

[資料 6－1](#)のとおり。当該ツールの活用を提案するにあたっては、[資料 6－2](#)及び[資料 6－3](#)に留意すること。ただし、「タブレット調査員」の実施提案は不可とする。

なお、当該ツール利用について利用申請等を要する場合は、県が処理する。